

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 株式会社設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免※を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、以下の①又は②に該当する者は登録免許税の減免を受けることができません。

- ① 会社設立後の者が組織変更を行う場合
- ② 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から支援を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※ 法改正等により支援制度が変更・終了となる場合があります。

4. 証明書の有効期限について

発行する証明書の有効期限は、以下のうち、申請日から最も日付が近いものとなります。

- ① 横浜市特定創業支援等事業計画の計画期間終了日（令和12年3月31日）
- ② 租税特別措置法第80条による登録免許税の軽減規定の適用期限（令和9年3月31日）
- ③ 税務署に提出された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日
- ④ 支援を受けた日の属する事業年度から起算して5年度の末日

※③または④の期限が到来するまでは、何度でも再発行が可能です。

再発行の手続きは、今回の申請と同じです。
発行方法の詳細は、市ウェブページをご覧ください。



証明書について
(市ウェブサイト)